



## 多子世帯放課後児童クラブ利用助成制度について

18歳の年度末までの児童を2人以上養育する保護者に対し、その児童のうち年長者から数えて2番目以降の児童が放課後児童クラブを利用する場合に必要な利用料を助成します。

※1 助成を受けるには申請が必要です。

※2 第2子については所得制限があります。

### 【対象者】

加賀市に住民登録があり、18歳の年度末までの児童を2人以上養育している保護者で、

①加賀市から児童手当を受給している受給者

②児童手当を受給している公務員

③単身赴任等で他市町村から児童手当を受給している受給者の加賀市に住民登録がある配偶者

※18歳の年度末までとは18歳に到達する日以降最初の3月31日までをいいます。

### 【対象児童】

加賀市に住民登録があり、対象者が養育する18歳の年度末までの児童のうち2番目以降の児童（別紙モデルケース参照）

※第2子については、当該年度の市民税所得割額が57,700円未満

（ひとり親家庭は、77,101円未満）の世帯であること

※第2子については、児童の父、母及び生計を同一している家計の

主宰者（祖父母など）の税額の合計額により判定します



### 【助成額】

定額により負担する保育料相当額

※時間外の保育料や保育料以外の費用（旅行費、実習費、昼食代等）は対象外です。

### 【申請方法】

各学童クラブまたは子育て支援課に設置してある申請書に記入し、必要書類を添付のうえ、

**令和元年6月14日(金)までに**子育て支援課へ提出してください。（クラブ経由も可）

提出された申請書類により審査の結果、7月頃に決定通知書を送付します。

※申請書は加賀市のホームページからもダウンロードできます。

### 【必要書類】

公務員の場合、または他の市町村から児童手当を受給している場合

⇒「**児童手当受給証明書**（対象児童及び手当額が確認できるもの）」を提出してください。

（公務員の方は勤務先で、他市町村から受給している方は、その市町村で交付を受けてください。）

※加賀市から児童手当を受給している場合は不要です。

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

### 【請求方法】

決定通知書とともに対象者あてに請求用紙を送付します。4か月毎に請求書に記入し、利用

するクラブの支払証明を受けたうえで子育て支援課へ提出してください。（クラブ経由も可）

後日、指定した口座へ助成金が振り込まれます。（年に3回）

～お問い合わせ～

加賀市役所 子育て支援課 児童家庭係 ☎72-7856 FAX72-7797